

令和3年第3回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和3年3月25日(木) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時45分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	なし	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：岩井 亮介							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	高宮 和浩	○	9	松本 由紀子	○	推4	佐藤 文雄	○
	2	高柳 義信	○	10	清水 武	○	推5	—	—
	3	高田 英夫	○	11	中井 健一	○	推6	新井 英雄	欠
	4	須川 朋和	○	12	野村 清太郎	○	推7	秋山 政治	○
	5	野村 千江子	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	高橋 栄一	○
	6	坂本 等	○	推1	進藤 誠一	○	推9	岩崎 喜久夫	○
	7	長谷川 隆	○	推2	木口 和久	○	推10	高橋 八夫	○
	8	萩原 康広	○	推3	四方田 芳泰	○	推11	町田 貴	○

議事進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>非常事態宣言は先日解除となりましたが、引き続き 3 密の回避や手洗い等の感染防止対策の励行をお願いいたします。</p> <p>それでは農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
日程第 1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>ただいまから、令和 3 年第 3 回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は 13 名、全員が出席です。定足数に達していますので、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第 2 第 7 号議案 農地法第 3 条の規定による 許可申請について	議 長	<p>日程第 1 の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。</p> <p>神川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定により議事録署名人の指名を行います。</p> <p>議事録署名人は、4 番 須川朋和委員、8 番 萩原康広委員にお願いします。</p> <p>書記は、事務局の高橋君、岩井君を指名いたします。</p>
	事務局長	<p>続きまして、日程第 2 に入ります。</p> <p>第 7 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題とします。</p> <p>事務局は 1 番の説明をお願いします。</p>
	事務局長	<p>申請番号 1 番についてご説明いたします。議案書 3 ページをご覧ください。</p> <p>申請地につきましては、下阿久原地内にあります〇〇に隣接した 2 筆でございます。詳しくは議案書 4 ページの位置図、5 ページの案内図をご覧ください。</p> <p>渡人は〇〇市に住んでおり、以前より受人に農地の管理を任せていました。受人とは令和 2 年 1 1 月には利用権の設定も行っております。</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>許可要件である下限面積ですが、神泉地区は30アールと別段面積を定めております。今回の受人の経営面積は30アールに満たないところですが、農地法施行令第2条第3項第3号に特例が記載されており、その内容は「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること」とされております。</p> <p>今回の申請地につきましては、既に受人が利用権設定を行い耕作しており、北の道路側には相当な段差があるため受人の居宅以外からは進入が難しく、周辺も河川や山林等に囲まれているため、受人が耕作することが適当であると判断できると思われまます。</p> <p>受人は申請地を引き続き耕作すること、農地法第3条第2項各号に該当しないことから申請を受理いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議長 申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>四方田推進委員 受人の住宅は申請地に隣接しており、利用権設定以前から申請地を管理しております。申請地の手入れもしっかりやっていますので、皆様の審議をよろしく申し上げます。</p> <p>議長 それでは、1番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>佐藤推進委員 農地法施行令第2条第3項第3号の特例には、「隣接する農地と一体で」とありますが、この案件を隣接といえるのでしょうか。受人は申請地2筆を借り受けて耕作しているわけですが、既に耕作している土地に隣接している別の畑ならわかるのですが、これは該当するのでしょうか。</p> <p>事務局 今回の申請地は2筆ありますので、筆ごとでみるとそれぞれが隣接しているので、事務局では該当すると判断いたしましたが、皆様のご意見を伺ってご審議いただきたいと思ひます。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>これが一方の1筆を耕作していて、もう一方を売買するという話なら問題ない案件になると思いますが、両方を耕作しているのでどうなのかという話ですよね。</p>
	中井委員	<p>これは筆が分かれているだけで、一体的に利用しているのですよね。</p>
	事務局	<p>そのとおりです。</p>
	佐藤推進委員	<p>坂本さんの経験で過去にこういう案件はなかったでしょうか。</p>
	坂本委員	<p>申請者は親戚関係ですよね。私の経験でも窓口での相談くらいであまりない例ですが、これから増えてくる問題だと思います。町外に出た方が相続で農地をもらって、その土地を無償でも譲渡したいのにできないということから耕作放棄地となってしまうんですよね。</p>
	佐藤推進委員	<p>耕作放棄地になる前に耕作できる人が使うのが一番良いとは思いますが、法的に見て問題ないのか、これが通るのかということです。</p>
	坂本委員	<p>事務局も研究しているでしょうし、3条関係は権限委譲で町の責任で認められるようになっておりますから、あまり逸脱したものでなければ農業委員会の意見で判断できると私は解釈しています。</p>
	議 長	<p>農業委員会としても方向性を持っておいたほうが良いですね。貴重な意見をありがとうございます。ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第7号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第8号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	議長	<p>全員賛成ということで、第7号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議長	<p>続きまして、第8号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請地につきましては、〇〇の南東およそ330mの位置にある農地です。詳しくは議案書8ページの位置図、9ページの案内図、10ページの土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、しっかり耕作し、適正に管理されている様子でした。</p> <p>申請地は農振法における農用地区域内にある青地農地でしたが、既に除外の手続きが済んでおり、〇〇から500m圏内にあることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地がありませんので許可相当となるものと思われまます。</p> <p>申請にあたり土地改良区と調整済であり、事業計画や資金計画等の申請書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われまますので、申請を受理しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議長	<p>1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	高柳委員	<p>現地を確認しましたが、しっかり管理されており特に問題ありません。</p>
	議長	<p>それでは質疑に入ります。1番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p>
	議長	<p>無いようなので採決に移ります。 第8号議案1番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
2番	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>[全員挙手]</p> <p>全員賛成ということで、第8号議案1番については許可相当と意見を付して県知事に進達致します。続いて2番について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>2番についてご説明いたします。</p> <p>申請地につきましては、渡瀬地内にあります〇〇株式会社の〇〇の道向いにある農地でございます。詳しくは議案書11ページの位置図、12ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、防草シートが敷かれ、耕作している様子はありませんでした。</p> <p>申請地は周囲を宅地や雑種地に囲まれており、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地が無い場合ため許可相当となるものと思われまます。</p> <p>譲受人は〇〇市に本社を構え、不動産業や建設業を営む法人で、今回は〇〇営業所の所管として、申請地に3棟の建売分譲住宅を建設する計画での申請となります。詳しくは、13ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の申請書類を審査する限りでは、不許可に相当する事由は無いものと思われまますので、申請を受理しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>地区担当委員は私ですが、この件については特に意見はありません。</p> <p>それでは質疑に入ります。2番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>[質疑なし]</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第8号議案2番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>

会議事項	発言者	顛末
3番	事務局	<p>全員賛成ということで、第8号議案2番については許可相当と意見を付して県知事に進達致します。続いて3番について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>本案件は昨年10月の総会で審議し、許可相当として県に進達したものと同一の案件になります。申請地及び土地の利用につきましては、議案書14ページの位置図、15ページの案内図、16ページの土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>申請内容としましては、申請地を輸出用の車両や重機の一時保管場所とするものですが、前回の申請において、受人が知人から借りて使用していた〇〇市の車両置場を県の担当者が調査したところ、そこは別の会社の敷地であり、会社の方に話を聞いたところ、一度も車両は搬入されたことは無いということが判明しました。</p> <p>また、受人は「自動車等を輸出する仕事に従事し、今回独立にあたり」となっていました。本人は派遣会社に勤務しており、輸出業はアルバイトだったこともわかりました。</p> <p>このようなことから、事業の実態が無く、申請内容に虚偽の疑いがあるとされ、県の審査会では保留となりました。その後、代理人を通じておよそ2か月にわたり協議した結果、追加の資料を用意して改めて申請するというので申請は12月に一旦取り下げられました。</p> <p>そして今回、代理人から事業の実態を示す資料をつけて申請すると連絡がありまして、令和〇年〇月〇日付けの埼玉県公安委員会発行の古物商の認可書の写し、令和〇年〇月〇日付けの本庄税務署への個人事業開業届出書の写し、令和〇年〇月〇日付けの開発行為協議申請書の写し、令和〇年〇月〇日付けの車両を運搬する運送会社との契約書の写し、そして〇月分の注文書としてシステム出力されたようなリストが添付されています。</p> <p>なお、開発行為協議申請について建設課に確認したところ、先月の開発協議会で既に審査され、農地転用の許可と合わせて承認することとなっているとのことでした。</p> <p>また、代理人に伺った話では、譲受人はまだ派遣会社に勤務しており、副業として中古車輸出を行っているとのこと。現在はコロナの影響で船便が出ず注文が少ない状況だそうですが、事業が軌道に</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>乗れば会社は退職して事業に専念するということでした。</p> <p>また、知人に借りている〇〇市の車両置場については、事業で扱う車両は大型車や重機が多く、敷地が狭いため知人の会社に迷惑をかけてしまうことや、トレーラーの進入が困難なため、効率は悪いが一時保管せず直接輸出を請け負う会社へ運び込んでいるとのことでした。</p> <p>本案件における経緯については以上ようになりますが、今回の申請の審議にあたっては、県の担当者から信頼性の面をよく審議してほしいと依頼されております。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の申請書類の審査や、代理人の話を伺う限りでは、不許可と判断できる事由は無いと思われることから申請を受理しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>この担当委員は私ですが、事務局の説明のとおりで、ほかに申し上げることはありません。それでは質疑に入ります。3番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	中井委員	<p>この受人はどこの国の方ですか。それと許可期限の永年間というのは何か定めがあるのですか。</p>
	事務局	<p>〇〇国籍の方で、永住権を取得しております。永年間というのは文字通りで永久といいますか、期間の定めはありませんので、農地への復元は無いものとなります。</p>
	中井委員	<p>放置されて雑草とか影響が出た場合はどうなるのでしょうか。</p>
	坂本委員	<p>所有権移転ですから、許可を受けて地目を変えてしまえば農地法の縛りは無くなりますので、農業委員会では手出しできません。問題があれば環境や消防の方から指導が入ります。</p>
	中井委員	<p>ある程度で転用の年数を制限できないですか。</p>

会議事項	発言者	顛末
	坂本委員	制限はできないでしょう。所有権移転ですから。
	中井委員	放棄地みたいになっても困るから何か制限したほうが良いのでは。
	坂本委員	あまり年数は関係ないでしょうね。どんな商売でもいつまでできるという保証が無いですから、倒産してしまえば同じことだと思います。地目を変えてしまえば農業委員会では何もできない。
	佐藤推進委員	個人の家でも同じですよ。草ぼうぼうになっていても何もできない。
	坂本委員	審査が通って許可が出て、地目変更してしまえば農業委員会ではどうにもできないですよ。悪いことしたから取消しという訳にもいかないでしょう。
	佐藤推進委員	農業委員会のできることは不許可相当の判断を出すくらいですか。
	議 長	農業委員会としては、要件がそろっていれば不許可の判断というのはできないと思うのです。この案件についても事前に事務局から話を聞いていましたが、担保のようなものがないかと考えてみましたが思い浮かびませんでした。
	佐藤推進委員	前回の申請で農業委員会では問題ないとなって、県の段階で虚偽があると取下げさせたわけですよ。県の許可はまだ出ていないですよ。
	事務局	そのとおりです。
	坂本委員	今までの例ですと、だいたい農林振興センターと調整して現地確認もしてから申請していると思う

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>のですが、この件は調整が無かったのですか。</p>
	事務局	<p>事前調整はありました。</p>
	佐藤推進委員	<p>農林振興センターの担当者は何を疑って調査をしたのですか。</p>
	事務局	<p>補足させていただきます。申請書類は行政書士を通じて提出されておりますので、記載内容は信頼できるものとして審査しております。その申請書類の中で、受人は〇〇市に車両の保管場所を借りているという記載があり、農林振興センターで調査に行ったところ、そこは使われていないということが判明し、これが問題となって協議をした結果、取下げに至ったところです。厳しいといえますか、記載事項はくまなく調査するという体制が農林振興センターではとられているのだと思います。</p>
	佐藤推進委員	<p>実際に申請地の場所を見れば、ここは農業ができるような場所でないことは分かりますけどね。</p>
	議長	<p>ほかに何かありますか。</p>
	坂本委員	<p>副業でとありますが、実績でどのくらい輸出したという記録はありますか。</p>
	事務局	<p>実績は伺っていませんが、現在注文を受けているリストは添付されておまして、こちらには7台の記載があります。油圧ショベルが3台、ミキサー車、ダンプトラック等の注文があるようです。これには取引している方の氏名も記載されております。</p> <p>参考としまして、今回の申請は〇〇市の〇〇行政書士事務所が請け負っておまして、委任状を見ますと申請書類の作成、提出、補正等に係る一切の権限となっております。万が一申請内容に虚偽があれば行政書士が違法行為をしているということにもなりますが、これを前提とすることはできませんので、</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第4 第9号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について		<p>記載事項は真実として審査すべきと考えているところです。</p>
	議 長	<p>ほかにご質問等がありますか。</p>
	議 長	<p>〔質疑なし〕</p> <p>無いようなので採決に移ります。</p>
	議 長	<p>第8号議案3番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第8号議案3番については許可相当と意見を付して県知事に進達致します。</p>
議 長	<p>続きまして、第9号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題とします。事務局は1番の説明をお願いします。</p>	
事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>本案件は、令和元年8月の総会で審議され、同年9月に県の許可を受けた太陽光発電用地の計画変更申請になります。申請地につきましては、議案書21ページの位置図、22ページの案内図をご覧ください。農地区分は第2種農地となります。</p> <p>本案件については、昨年8月に工事完了届が提出されましたが、県の承認を得ず無断でパネルの配置を変更しており、余剰地があることが発覚したため、約半年間にわたり県が指導を行い今回の変更申請に及んだところです。</p> <p>計画変更の主な内容としましては、パネルの配置を現状に合わせて余剰地を分筆し、農地として残すことで転用面積を〇〇㎡から〇〇㎡に減らすものです。議案書23ページに変更前の配置図、24ページに変更後の配置図をお付けしてありますのでご確認ください。</p> <p>県の指導により提出する計画変更ではありますが、事業計画や資金計画等の申請書類を審査する限りでは、不承認に相当する事由は無いものと思われまます。以上です。</p>	

会議事項	発言者	顛末
	議長	<p>地区担当は私ですが、特に意見はありません。 では、ご質問がある方は挙手をして意見ををお願いします。</p>
	佐藤推進委員	<p>これは初めての案件だと思いますが、これは完了届が出されてから許可したものと違うということで変更手続きをするものですね。設計者のミスで出たのだと思いますが、完了届が出る前に工事の進捗を確認するとかはないのですか。ずいぶん杜撰なことだと思うのですが。</p>
	事務局	<p>進捗状況報告についてですが、県の通知で許可から6ヶ月経過後、本年度からは3ヶ月経過後ですが工事が完了していない場合は報告書を提出することとなっております。 この報告書と完了届の様式は、県から許可書とともに町に送られますので、町から事業者へお渡しする際に説明しております。 今回の案件について進捗状況報告が出されていたかは確認しませんでした。この受人の別の案件では事前に変更の相談がありましたので、担当者によるところがあるのかもしれませんが。</p>
	佐藤推進委員	<p>始末書などは取っているのですか。</p>
	事務局	<p>申し訳ありません。そこまでは確認していません。</p>
	坂本委員	<p>確認なのですが、完了届が出されるまでは地目変更していないということで良いですか。</p>
	事務局	<p>制度上ではそういうことになりますが、法務局が許可書をもって地目変更を認める場合があるとしたらできてしまうかもしれません。例えば宅地などでは建物が無いと認められないと思うのですが、今回は雑種地になると思いますので、場合によってはあるかもしれません。</p>

会議事項	発言者	顛末
2番～5番	坂本委員	今回の案件では余剰地で分筆したところも畑のままでしたので、まだ変更していなかったようです。
	事務局	その決まりは無いのですか。
	事務局	別の案件での話になりますが、登記官から完了届が受理されているか確認の連絡があったことがありましたので、おそらく登記官も完了届をもって変更としているであろうと思います。
	坂本委員	今その確認をしたのは、以前にも話したことがありますが、登記官によっては変わってしまうことがあるのですよね。農水省と法務省で協議ができていないはずなのですが、登記官は個人の権限で判断できますので。今の登記官は完了届をもって変更するというスタンスをとっていただいているということでよろしいですね。
	事務局	はい。おっしゃる通りです。
	議長	ほかにご質問等がありますか。
	議長	〔質疑なし〕
	議長	無いようなので採決に移ります。 第9号議案1番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
議長	〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第9号議案1番については承認相当と意見を付して県知事に進達致します。	
議長	続きまして、2番から5番は関連がありますので、一括で審議したいと思います。 事務局は説明をお願いします。	

会議事項	発言者	顛末
	事務局	<p>申請番号2番から5番についてご説明させていただきます。本案件は肥土地内で行われております砂利採取事業の計画変更申請になります。申請地については議案書25ページの位置図をご覧ください。</p> <p>計画変更の内容としましては、コロナウイルス感染防止のため作業人員を削減したことなどにより、作業工程に大幅な遅れが生じたことから、採取期間を6ヶ月間延長するものです。</p> <p>土地利用計画など、採取期間以外は一切変更ありません。26ページに土地利用計画図と、別添で詳細図をお付けしてありますのでご確認ください。</p> <p>提出された事業計画や資金計画等の申請書類を審査する限りでは、不承認に相当する事由は無いものと思われますので、申請を受理いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>地区担当の高橋推進委員から何かありますか。</p>
	高橋推進委員	<p>特にありません。</p>
	議長	<p>それでは、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第9号議案2番から5番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	議長	<p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第9号議案2番から5番については承認相当と意見を付して県知事に進達致します。</p>
閉会	議長	<p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので、総会を閉会といたします。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p>